

○大子町地域公共交通会議設置要綱

平成24年6月6日

告示第38号

改正 平成26年3月28日告示第19号

平成26年9月18日告示第49号

平成27年3月16日告示第13号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、大子町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 形成計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人茨城県バス協会の代表者
- (5) 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表者
- (6) 町民の代表者
- (7) 関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- (8) 県の関係行政機関の代表者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 道路管理者、茨城県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- (11) 教育委員会関係者

(会長、副会長及び監査委員)

第5条 交通会議に会長、副会長1人及び監査委員2人を置く。

- 2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てるものとし、副会長及び監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監査委員は、交通会議の会計監査を行う。
- 6 監査委員は、前項に規定する監査を実施したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に要する経費は、大子町からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成26年告示第19号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第49号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第13号)

この告示は、公布の日から施行する。